

お知らせ



- 1** アユは1月1日～5月31日、サケは年間を通して常に禁漁期間です。この間は水産資源保護の為に絶対に釣らないで下さい。法律により6ヶ月以下の懲役もしくは、10万円以下の罰金に処せられます。
- 2** 大堰上流160mから下流200mの間は、**禁漁区域**です。この区域での魚とりはできません。これに違反しますと法律により6ヶ月以下の懲役もしくは、10万円以下の罰金に処せられます。
- 3** 堰周辺に設置してある柵の中は危険です。絶対に入らないで下さい。

